### 出産費・育児費の助成



一定の所得階層の世帯の方が出産した 場合に助成します。

#### 助成額

- ·町民税非課税世帯 5万円
- ·所得税非課税世帯 3万円

# 乳幼児・児童の 医療費の助成

乳幼児や児童が、病気などで受診した際の保険適用の診療に限り自己負担額を助成します。(所得制限なし)

対象 住民登録がある0歳から中学校 卒業までの児童

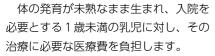
## ひとり親家庭などの 医療費の助成

母子家庭などの方が病気等で受診した際の保険適用の診療に限り自己負担額を助成します。(所得制限あり)

対象 住民登録がある母(父)子家庭 または祖父母などの養育者家庭

助成期間 児童が満18歳になった日以降 の最初の3月31日まで

## 未熟児などの 医療費の助成



対象 住民登録があり、出生時の体重が2000g以下、または対象となる症状があるため、指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

9

### 児童扶養手当



18歳到達後最初の3月31日を迎える前 (障がいがある場合は20歳未満)の児童 がいる母(父)子家庭で、児童を監督・ 保護している母(父)、または母(父) に代わり養育している方に対し、手当を 支給します。(所得制限あり。また、対 象児童が福祉施設などに入所している場 合は非該当)



### 児童手当



児童を養育する家庭の安定と児童の健 全な育成を図るため、児童を養育してい る方に対し、手当を支給します。

対 **象** 15歳到達後最初の3月31日まで の間にある児童を養育している方 (所得制限あり)

### 手当額 (月額)

- ・3歳未満 1万5,000円
- · 3 歳以上~小学校卒業前 第1子·第2子 1万円 第3子以降 1万5,000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限額以上の方 5,000円

### 特別児童扶養手当



知能または身体に中程度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を監督・保護している父、母または養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)



### 小児慢性特定疾患児の 日常生活用具の給付



小児慢性特定疾患医療受診券を持って いる方で、在宅での療養が認められる方 に対し、日常生活用具を給付します。

ただし、他の制度により用具を受給する方は対象外となります。

## 子育て支援センター・サロン



0歳~未就園の児童とその家族に対し 憩いの場を提供します。

開所日 月〜金曜日(祝日などを除く)

場 所 仙石原子育て支援センター(仙 石原幼児学園内)、湯本子育てサ ロン(湯本幼児学園内)

**開所時間** 9 時30分~15時30分 (12時~13時は閉所)

# 宮城野

子育てサロン開設

開 所 日 週3日 場 所 宮城野保育園内

**開所時間** 9 時~12時

# みんなで地域で 一緒に子育て

### 不妊・不育症 治療費の助成



### ○一般不妊治療費

助成額は、12か月を1期間として、一般不妊治療に要した保険診療外の費用の2分の1とし、5万円を上限として助成します。

(1期間1回の申請になります。)

#### ○不育症治療費

不育症診断後、助成額は、1治療期間に要した治療や検査のうち保険診療外の費用の2分の1とし、30万円を上限として助成します。

### 妊産婦・未熟児への訪問



妊婦健康診査の結果で指導が必要な方や、出生体重2500g未満など体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんがいる家庭を対象に、保健師や助産師による訪問指導を行います。

### 妊婦健康診査の助成



妊婦健康診査(14回分)の費用を補助 券方式で助成します。補助券は、母子健 康手帳交付時に配布します。

対象 住民登録がある妊婦の方

**取扱医療機関** 県内および御殿場市内の 医療機関 (横浜市、川崎市、横須賀 市内で受診する方は要事前連絡)

妊婦歯科健康診査の

対象 住民登録がある妊婦の方

の一部を助成します。

療機関

妊娠中の歯科健康診査(1回分)の費用

自己負担額 500円 (町民税非課税世帯

および生活保護世帯は免除)

取扱医療機関 小田原歯科医師会協力医

### 産後ケア事業



家族等の援助が受けられず、育児支援 が必要な産後1年未満のお母さんを専門 家が訪問し、家事や育児のサポート・相 談などをします。

利用料の補助があります。

# (電子母子手帳)

はこねっこ手帳



お子さんの成長日記です。予防接種の 管理や子育ての記録がスマートフォンか らいつでも簡単便利に行えます。

# はこねっこ 新生祝金の交付



町で出生した第2子以降のお子さんを 養育する保護者の方に交付します。

交付額第2子10万円第3子以降20万円

申請期間 対象となるお子さんの出生の 日から6か月以内

# 妊娠から出産へ向けての ケア・サポート

# こんにちは赤ちゃん訪問



赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳、育児や産後の母親の健康状態などについて、支援します。

**対 象** 生後4か月になるまでの赤ちゃんとその家族

訪問日 出生連絡票をもとに日程調整の 連絡をした後、訪問をします。



広報**はこね** 2018.May <mark>8</mark>